

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社塩月工業
法人番号 : 2290001041459
業者の住所 : 福岡県春日市大土居 2 - 1 3 3
- 指名停止の期間 : 令和 7 年 5 月 16 日～令和 7 年 5 月 29 日 (2 週間)
- 指名停止の措置対象地区 : 中国地区

4 事実概要

当該業者は、一次下請として請け負った島根原子力発電所（島根県松江市）における地盤改良工事において、令和 5 年 12 月 21 日、労働者に鉄骨の撤去・搬出作業を行わせるにあたり、同労働者の頭上にある均しコンクリートが落下することにより、同労働者が死亡する工事関係者死亡事故を発生させた。

この件について、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、当該業者及び当該業者の現場代理人は、労働安全衛生法等違反により、令和 6 年 8 月 22 日に松江区検察庁から公訴を提起され、同月 27 日に松江簡易裁判所から略式命令（罰金刑）を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 1 第 8 号（下記参照）に該当する。

別表第 1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として 2 週間以上 2 か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)